

「週休 2 日適用工事(現場閉所)」(令和 7 年 4 月) 特記仕様書

本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休 2 日(現場閉所)に取り組む旨を協議した上で工事を実施する「週休 2 日適用工事(現場閉所)」受注者希望方式の対象案件である。なお、通期の週休 2 日(現場閉所)について、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

通期の 4 週 8 休以上(現場閉所率 28.5%(8 日/28 日)以上の水準に達する状態)を前提に、補正対象経費に通期の週休 2 日補正係数を乗じて予定価格を作成している。

受注者は、「「週休 2 日適用工事(現場閉所)」(令和 7 年 4 月) 実施要領」に基づき、月単位の週休 2 日(現場閉所)の取組の希望の有無を工事着手前に、監督員と打合せ簿により協議するものとする。

現場閉所の達成状況より、月単位を希望して月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合は、月単位の週休 2 日補正係数に設計変更する。月単位を希望して月単位の 4 週 8 休に満たない場合、月単位を希望せずに月単位の 4 週 8 休以上を達成した場合は、通期の週休 2 日補正係数のままとする。通期の 4 週 8 休に満たない場合は、補正分を減額変更するものとする。

実施要領等のデータは、胎内市ホームページから入手できる。